

芝山町（以下「甲」という。）と千葉県ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）とは、緊急災害時における飲料提供につき、次のとおり協定書を締結する。

（目 的）

- 第1条 本協定書は、甲の施設内（協定書別表明記）において、乙がオペレーション業務を実施する乙災害時対応自販機（以下「本自販機」という。）内に在庫として保管してある乙の飲料（以下単に「飲料」という。）を、緊急災害時に当該施設職員（甲の従事者を含む。以下同じ。）及び周辺地域居住者に提供することについて定めることを目的とする。
2. 本協定書における緊急災害とは、地震、台風、暴風、洪水およびその他の甚大な自然の異変等がライフラインに影響を及ぼし、施設職員および周辺地域居住者に飲料水が必要となる状況をいう。

（飲料提供）

- 第2条 甲は、緊急災害が生じた場合には、自己の判断で第3条第1項に規定する自動販売機を使用して、本自販機より飲料を取り出し、本自販機の在庫飲料に限り、当該飲料を無償にて施設職員および周辺地域居住者に提供することができる。
2. 前項の飲料提供は、甲の責任者または甲の責任者が事前に承認した代行責任者の判断により実施されるものとする。
3. 甲は、緊急災害が生じた場合、本自販機の在庫を緊急使用する場合、常温での品質保持が確認できない乳製品等を本条の用途ならびにその他の飲用には使用しないものとする。
4. 乙は、本条により提供された当該飲料の代金その他一切の金員を甲に請求しないものとする。

（自販機災害ベンダー・管理）

- 第3条 乙は、本協定書の目的に鑑み、本自販機からの飲料の取り出しにかかる災害時に自販機の管理を甲に委ねるものとする。
2. 甲は、自販機を自己の責任において災害時に使用するものとする。
3. 甲は、事前に災害時の自販機仕様の管理責任者を別表に記載し乙に通知するものとし、当該管理責任者が移動・変更する際も同様とする。

（報 告）

- 第4条 甲は、飲料提供を実施した場合には、すみやかに災害状況、飲料の提供本数等を乙に報告するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定書の有効期間は、災害時対応自販機設置期間とする。

(協議)

第6条 本協定書に定めのない事項または本協定書各条項の解釈に疑義が生じた場合には、
甲・乙協議のうえ定めるものとする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月9日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地
芝山町
芝山町長 相川 勝重

乙 千葉県香取市鳥羽430番地2
千葉県ヤクルト販売株式会社 東部支社
執行役員 加藤 晴康